

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則		ページ
◎高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する 条例施行規則の一部を改正する規則		1
◎高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則		2
告 示		
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑 な帰国の促進及び永住帰国後の自立の 支援に関する法律による介護機関の指 定	(福祉指導課)	4
○道路の区域変更 (3件)	(道 路 課)	4
○道路の供用開始	(〃)	4
○2年以内に事業が執行される予定の道 路の指定	(建築指導課)	4
公 告		
○土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課)	5
○林業種苗法による生産事業者の登録	(林業改革課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
高知県選挙管理委員会告示		
○政治団体設立の届出		5
○政治団体異動の届出		5
○政治団体解散の届出		6

規 則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第24号

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和58年高知県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「以下「許可施設」というを「同項に規定する許可施設をいう。以下同じ」に改め、「別に」を削り、同条第2項中「利用の許可に関する業務」を「センターの管理」に改め、同条第3項中「第1項又は前項」を「前2項」に改め、同項

ただし書中「利用の許可に関する業務」を「センターの管理」に改め、「以下」を削り、「第10条」を「第10条ただし書」に改める。

第3条第1項中「別に」を削り、同条第2項中「利用許可書については」を「利用許可書は」に改める。

第4条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条第2項中「別に」を削り、同条第3項中「知事に」を「知事に対して」に改める。

第5条第1項中「別に」を削る。

第6条第1項中「(以下「使用料」という。)」を削り、同条第2項中「第7条第1項第1号及び同条第2項の規定による」を「第7条第1項第1号及び第2項の規則で定める」に、「定める額」を「定めるとおり」に改める。

第7条第1項ただし書中「利用の許可に関する業務」を「センターの管理」に改める。

第8条第1項第1号中「又は指定管理者」を「若しくは指定管理者」に、「又は利用の変更の許可」を「若しくは利用の変更の許可」に改め、同条第2項中「知事に提出しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第9条中「必要により」を「必要があつて」に改める。

第10条の見出しを「(利用終了後等の整理)」に改め、同条中「第6条」を「第6条第1項」に、「停止された」を「停止させられた」に、「原状に回復し」を「所定の位置に戻し」に改める。

第11条第1項第2号及び第12条中「施設」を「センターの施設」に改める。

第13条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第14条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第13条関係)

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県立人権啓発センターの指定管理者の指定を受けたいので、高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第12条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓔ
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第12条第1号の事業計画書
- 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例第11条各号に規定する業務に係る収支予算書
- 定款、規約その他これらに類する書類
- 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第25号

高知県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「規定による」を「規定により」に、「以下「売りさばき人」という」を「同項に規定する売りさばき人をいう。以下同じ」に改め、同項第1号中「は、法人とみなす。」を「を含む。次項第3号を除き、」に、「写し」を「写し及び別記第3号様式の2の役員名簿」に改め、同条第2項中「証紙売りさばき人指定申請書を受理した場合は」を「規定による申請を受理した場合は、次項に規定する指定基準に適合しないときを除き」に改め、同項後段及び各号を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人でない社団又は財団にあっては、代表者又は管理人、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第190号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年12月1日	日高村 高岡郡日高村本郷61-1	日高村地域包括支援センター 高岡郡日高村本郷61-1 介護予防支援
平成23年2月20日	合同会社しおん 南国市岡豊町笠ノ川132-23	デイサービスしおん岡豊 南国市岡豊町笠ノ川132-1 通所介護 介護予防通所介護
平成23年2月22日	いの町 吾川郡いの町1700番地1	いの町立特別養護老人ホーム吾北荘 吾川郡いの町下八川丁1676番地 介護予防短期入所生活介護
平成23年3月1日	株式会社五和 土佐市高岡町甲1876番地6	レッツ倶楽部土佐 土佐市高岡町甲1876番地6 通所介護 介護予防通所介護

高知県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡馬路村馬路字平野谷831番6	前	6.5 } 10.5	43
	後	26.5 } 35.0	43

高知県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市土佐山梶谷字川戸108番1から 高知市土佐山梶谷字三軒屋74番1まで	前	3.0 } 11.0	230
	後	7.0 } 25.0	230

高知県告示第193号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷構原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2765番2から 高岡郡津野町芳生野字中島乙2287番2まで	前	5.0 } 22.9	428
	後	4.8 } 22.9	428

高知県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年3月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷構原
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡津野町芳生野字掛岩乙2765番2から 高岡郡津野町芳生野字中島乙2287番2まで	428	平成23年3月31日

高知県告示第195号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員	延 長

		(メートル)	(メートル)
安芸市桜ヶ丘町 3073番7	安芸市西浜字ケ イコヤ3424番1	6.0	149.4

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、窪川土地改良区の定款の変更を平成23年3月17日に認可した。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の生産事業者の登録を平成23年3月11日に次のとおり行った。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1556	公文 貴之	香美市土佐山田町佐古藪126	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	公文 貴之 香美市土佐山田町佐古藪126

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年3月31日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年11月1日 22高幡土開第9号	(第1工区) 四万十市古津賀字イ ケノハナ3605番5ほか	四万十市古津賀 2286番地15 創造開発株式会社 代表取締役 佐 田 美喜

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第17号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。

平成23年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党高知県高知市議会第1支部	久万 俊親	森口 卓	高知市桜井町一丁目8-32-1301号	平23・2・23

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
お年寄り、障がい者、子供達を守る土佐の会	倉内 政信	倉内 敏幸	高知市百石町一丁目11-4	平23・2・2
小川ともや後援会	旭 正人	上村 博昭	長岡郡大豊町高須296-1	平23・2・3
仁井田つよし後援会	仁井田 典生	小島 昭一	宿毛市長田町3番32号	平23・2・4
小笠原良後援会	小笠原 良	小笠原 静子	安芸郡奈半利町乙1387	平23・2・4

西内たかずみ後援会	西内 隆純	西内 佐喜美	高知市九反田3-9	平23・2・16
和田啓士さん勝手に後援会	川村 寿一	和田 智恵美	土佐郡土佐町田井800の8	平23・2・16
柳原只雄後援会	柳原 只雄	酒井 教臣	室戸市室戸岬町471-6	平23・2・17

高知県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成23年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	義魂塾	松崎 安一	異動なし	異動なし	平23・2・1
異動後		州崎 貞二			
異動前	護国聖戦社	異動なし	松崎 安一	高知市介良乙3225-6	平23・2・1
異動後			大和 良浩	安芸市染井町6-22	
異動前	笹岡とよりのり後援会	異動なし	異動なし	須崎市山手町17-13-4	平23・2・10
異動後				須崎市吾井郷甲	

				650	
異動前	高知県 日本共 産党後 援会	異動なし	島村 良 四郎	異動なし	平23・2・ 22
異動後			中越 憲 一		
異動前	小永正 裕後援 会	川村 昇	異動なし	異動なし	平23・2・ 28
異動後		堀野 浩			
異動前	山下浩 平後援 会	異動なし	異動なし	室戸市室 津1357- 1	平23・2・ 28
異動後				室戸市室 津1340番 地	

高知県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成23年3月31日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

政党

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
自由民主党高知県大樹支部	高岡郡樺原町六丁213	吉田 康男	解散	平23・2・22
自由民主党恩政連高知県総支部	高知市本町四丁目1-37	松崎 鶴一	解散	平23・2・23

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体	届出年月日

	所在地		でなくなった理由	月日
義仁党	高知市介良乙3225-6	松崎 安一	解散	平23・2・1
小笠原良後援会	安芸郡奈半利町乙1387	小笠原 良	解散	平23・2・4
岡村よしつぐ後援会	四万十市駅前町5-8	鳥谷 浩史	解散	平23・2・7
門田誠後援会	高岡郡越知町越知甲2275-1	門田 禎三	解散	平23・2・9
山崎あきひろ後援会	須崎市押岡1238	橋田 敏雄	解散	平23・2・14
堅田健一後援会	須崎市上分甲1321-4	川田 隆雄	解散	平23・2・16
門脇晃後援会	南国市久礼田1103-1	久米 廣久	解散	平23・2・23
久保信彦後援会	香美市香北町永野524	久保 信彦	解散	平23・2・25